二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　トヨヶ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
鳥取県鳥取市用瀬町宮原字トヨガ谷
二四六番
二四八番から二五二番まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県鳥取市用瀬町宮原
字墓ノ谷　一八五番　一号
字一ノ谷　二五三番　二号
　二五六番　三号及び四号
字トヨガ谷　二五〇番　五号
　二四六番　六号
　二四九番　七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　谷ノ奥川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県鳥取市用瀬町赤波
字下モ堂ノ上　五九四番
　五九五番
　五九五番一
字谷ノ奥　一八七五番及び一八七六番
　一八七七番一
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県鳥取市用瀬町赤波
字下モ堂ノ上　五九〇番　一号
　五九三番　二号
字谷ノ奥　一八七五番　三号
　一八七七番一　四号
字堂ノ上　六〇五番三　五号
　六〇四番一地先道路敷　六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
鳥取県鳥取市河原町和奈見
字椎ノ尾　四八八番から四九三番まで
　四九四番一及び四九四番二
　四九五番
字小谷　四九五番一
　四九六番から四九九番まで
　四九九番一
　五〇〇番から五〇二番まで
字廣畑平　五〇三番及び五〇四番
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県鳥取市河原町和奈見
字村ノ内　二五三番　一号及び十六号
字椎ノ尾　四八八番　二号
字奥谷　五二六番三　三号
字谷口　三五九番二　四号
　三六六番　五号及び十一号
　三六八番地先道路敷　六号
　三八二番二地先水路敷　七号
　三六四番地先水路敷　八号
　三六五番　九号及び十号
　三五八番七　十二号
　三五八番八　十三号
字廣畑ケ　二七八番　十四号
字廣畑平　五〇三番　十五号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　日下部谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
鳥取県八頭郡八頭町日下部
字寺谷口　二三八番
　二四〇番
　二四二番及び二四三番
字寺前　二四七番
　二四九番
字寺谷　一四〇二番
　一四〇四番
　一四〇六番
　一四〇七番一から一四〇七番三まで
　一四〇九番一及び一四〇九番二
　一四一一番一及び一四一一番二
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県八頭郡八頭町日下部字宮ノ前
二〇七番　一号及び二号
　二〇九番　三号
　二〇八番　四号

○国土交通省告示第三百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　神田谷
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
徳島県美馬市穴吹町三島字小島
一六七八番二　一号
一六八一番　二号
一五七三番一　三号
三一一九番二　四号
三〇五九番一　五号
一六八七番　六号
一六八四番一　七号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の神田谷の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
徳島県美馬市穴吹町三島字小島
一六七八番二　一号
一六八四番一　二号
一一一九番一　三号
一一一五番一　四号

○国土交通省告示第三百十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年三月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4974号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	TK—2310L　型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉1丁目1番34号
第4975号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び発泡式併用式以外のもの）	MQ—04　型	〃	〃

○国土交通省告示第三百十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年三月十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4985号	航海用レーダー	MDC—2920P	株式会社光電製作所	山梨県上野原市上野原5278
第4986号	〃	MDC—2910P	〃	〃
第4987号	自動物標追跡装置	E56—7010	〃	〃